

ジャカルタ日本人学校維持会規則案内(チカラン日本人学校)

2018年12月1日

■ 入学の条件

1. チカラン・ジャバベカ・デルタマスなどジャカルタ市周辺に所在する日系企業、または、日系団体で、自己に所属する従業員の子女を学校に就学させようとする者は、法人寄贈者にならなければならない。(付属定款第10条1項)
2. 所属すべき企業、または団体が法人寄贈者にならない場合、若しくは所属すべき企業、または団体がいない場合において、子女を就学させようとする日本国籍者は、個人寄贈者にならなければならない。(付属定款第11条1項)
3. 入学を希望される場合は、下記に定められた寄付金納入と同時に義務賛助金を納入しなければならない。(付属定款第13条5項・第15条3項)

■ 寄贈基準

法人寄贈者

- A 資本金基準(在日法人本社の払込資本金基準)及び、
- B 駐在員基準(1年以上駐在している者及びその予定者数)で定められた基準額の合計額が入会金となります。

A：資本金基準額(円又は Rp)			B：駐在員基準額 (円又は Rp)		
資本金額	(円)	(Rp)	駐在員数	(円)	(Rp)
1,000億円以上	500万円	645,000,000	50名以上	500万円	645,000,000
500億円以上－1,000億円未満	400万円	516,000,000	40名以上	400万円	516,000,000
300億円以上－500億円未満	300万円	387,000,000	25-39名	300万円	387,000,000
200億円以上－300億円未満	200万円	258,000,000	10-24名	150万円	193,500,000
100億円以上－200億円未満	150万円	193,500,000	7-9名	100万円	129,000,000
50億円以上－100億円未満	100万円	129,000,000	4-6名	50万円	64,500,000
10億円以上－50億円未満	80万円	103,200,000	3名以下	20万円	25,800,000
10億円未満	60万円	77,400,000			
5億円未満	40万円	51,600,000			
1億円未満	20万円	25,800,000			

2018年7月末レート:129Rp/円 適用

2016年4月以降に、ジャカルタ日本人学校維持会に入会した企業・団体については、以下の割引率に基づく寄付金を適用させていただきます。

- 2016年度 (2016年 4月から2017年3月) : 25%
2017年度上期(2017年 4月から2017年9月) : 50%
2017年度下期(2017年 10月から2018年3月) : 75%
2018年度 (2018年 4月から2019年3月) : 100%

個人寄贈者

個人寄贈者基準 (円又は Rp)	(円)	(Rp)
	295,350	38,100,000

■ 義務賛助金

寄贈者は、毎年所定の義務賛助金を毎年 10 月から翌年の 3 月の間に納入しなければならない。
(付属定款第 17 条 1 項)

寄贈者辞退届を提出しない限り義務賛助金の支払いの義務があります。

毎年 10 月 1 日現在の在籍生徒数を以って下表の義務賛助金を徴収いたします。

在籍児童生徒数	金額 (Rp)
0 人	1,930,000
1-4 人	3,860,000
5-9 人	7,730,000
10-14 人	11,600,000
15-19 人	15,470,000
20-24 人	19,340,000
25-29 人	23,210,000
30 人以上	27,080,000

2019 年 4 月開校時の義務賛助金については対象期間が 2019 年 4 月～9 月となるため、上記義務賛助金の半額とします。2018 年 1 月に決定済みの上記テーブル(2018 年 10 月～2019 年 9 月)より納入頂きます。2019 年 10 月以降のテーブルは 2019 年 1 月に決定の見込み。